I 災害に強い都市の実現(防災都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- 首都直下型地震の切迫性が高まっている。
- ・震災時に大きな被害が想定される木造住宅密集地域は区の4割を占める。
- ・東京都「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針に基づき、主要な都市計画道路の整備が必要。
- ・駅と周辺地域も含めた帰宅困難者対策の見直しが課題。
- ・災害時においても都市機能を維持できるエネルギー源の確保が必要。
- ・被災後の都市の「復興方針・計画(復興ビジョン)」を検討し、区民や事業者などと共有することが重要。
- ・都市化により雨水流出量が増大しており、都市型水害への対応が必要。
- •「自助」「共助」「公助」による協働の取組を基本とした、安全性の高い都市づくり進めていくことが必要。

≪強化・充実すべき項目≫

- ○東京都「木密地域不燃化10年プロジェクト」による「不燃化推進特定整備地区 (不燃化特区)」及び「特定整備路線」の整備促進
- ○帰宅困難者対策の強化
- ○地域での防災まちづくりの推進
- ○事前復興ビジョンの策定に向けた検討
- ○局所的な集中豪雨による都市型水害への対応

■都市づくりの方針

≪現行(3. 防災まちづくりの方針)≫

- 1)避難施設の整備と「防災生活圏」の形成
- ① 延焼遮断帯の整備
- ② 避難場所、避難道路等の安全性の向上
- ③ 区の活動拠点の整備
- 2) 重点整備地域及び重点地区の防災まちづくりの推進
- 3) 地区レベルの防災まちづくりの推進
- ① 地区道路網の整備
- ② 地区防災まちづくり拠点整備
- ③ 安全な住宅づくり
- ④ 屋外、近隣の安全環境づくり
- 4) 防災まちづくり活動の推進
- 5)被災後のまちづくり
- ① 事前調査・事前検討の推進
- ② マニュアル等の整備
- ③ 条例の制定
- 6)都市型水害対策
- ①下水道幹線の整備

≪改定案≫

(1) 災害に強い都市構造

- ○延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備、避難場所、避難経路等の安全性強化等。
- ① 延焼遮断帯の形成
- ② 避難場所、避難道路等の安全性の強化
- ③ 帰宅困難者対策
- ④ 自立・分散型エネルギーの確保

(2) 木造住宅密集地域の防災都市づくり

- ○東京都「防災都市づくり推進計画」における「整備地域」の防災まちづくりの推進。
- ○都市計画道路の整備と一体となった沿道まちづくりの推進。
- ① 整備地域の防災まちづくり
- ② 延焼遮断帯の形成と一体となった沿道まちづくり

(3) 地域の防災性の向上

- ○地区道路網のネットワーク形成や、住宅の不燃化・耐震化等の促進、狭あい道路拡幅整備の促進。
- 〇地域の自主的な防災まちづくり活動の支援。
- ① 地区道路網及び拠点の整備
- ② 安全な住宅づくりの支援
- ③ 地域の防災活動の促進

(4)被災後の都市づくり

- ○「豊島区震災復興の推進に関する条例」に基づき、被災市街地の円滑な復興及び災害に強い市街地の形成を推進。
- ① 復興都市づくり方針
- ② 事前復興ビジョン
- ③ 復興体制の強化
- 4 生活復興

(5) 都市型水害対策の推進

○雨水流出抑制対策等、東京都と連携した都市型水害対策の推進。

2 人が優先された交通基盤の整備(交通都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- 都市計画道路の整備は着実に進んでいるが、補助線道路の未着手区間がある。
- ・土地区画整理事業が行われていない地域では、狭あいな生活道路が多くある。
- ・ 道路網の形成にあたっては、安全性や防災性の向上にとどまらず、みどりや景観、にぎわいなど道路の持つ多様な機能をあわせた整備が必要。
- ・公共交通網は区内全域がネットワークで結ばれているが、本格的な少子・超高齢社会の到来を見据え、子育て世帯や高齢者など、誰もが利用しやすい都市交通環境の整備が必要。
- ・公共施設を計画的に維持管理し、厳しい区の財政状況においても安全性を確保していくことが必要。

≪強化・充実すべき項目≫

- ○災害に強い都市づくりに向けた道路網の形成
- ○都市計画道路整備と合わせた沿道まちづくりの推進
- ○歩行者空間や自転車走行環境の充実
- 〇少子・超高齢社会に対応した都市交通環境の整備
- ○インフラの計画的な維持管理

■都市づくりの方針

≪現行(2. 道路網・交通体系整備の方針)≫

- 1) 道路網の形成
- ① 主要道路網
- ② 地区道路網
- ③ 生活道路
- 2) 公共交通機能の強化等
- ① 公共交通の整備推進
- ② 公共交通利用の快適性・利便性の向上
- ③ 自動車駐車対策の推進
- ④ 自転車対策の推進
- ⑤ 立体横断施設等の整備

≪改定案≫

(1) 道路網の形成

- ○区内の道路の果たすべき役割に応じた体系的な道路網の形成。
- ○特定整備路線、木造住宅密集地域の生活道路整備など、災害に強いまちづくりに向けた整備。
- ○防災、みどりや景観、にぎわい、バリアフリーなど道路の多様な機能を踏まえた取組。
- 1) 主要道路網
- ② 地区道路網
- ③ 生活道路

(2)公共交通機能の強化等

- ○少子・超高齢社会への対応や環境負荷の低減を踏まえた都市交通環境の整備 ○誰もが安心して利用しやすい公共交通の利便性向上を図る。
- ① 公共交通の整備推進
- ② 公共交通の利便性と快適性の向上
- ③ 自動車駐車対策の推進
- ④ 自転車対策の推進
- ⑤ 立体横断施設等の整備

(3) 道路・橋梁の計画的な維持管理

○安全な道路ネットワークの維持していくため、事後保全から予防保全へと持続可能な維持管理への転換を図る。

3 文化を軸としたにぎわいと活力の強化(文化・観光及び産業都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- ・区内の鉄道駅乗降客数、小売業の年間販売額、事業所数などが減少傾向にあり、区全体の都市活力の低下が懸念される。
- ・区では、「豊島区文化政策推進プラン」を策定し、さまざまな人々を惹きつける魅力的な都市の実現に向けて、「文化」 がもつ創造性を軸にした取組みを進めている。
- ・区内に数多く存在する有形無形の文化資源をはじめ、多くの芸術家の創作活動を行い、交流を繰り広げてきた風土などを都市づくりに生かしていくことが必要。
- ・伝統文化とともに、発展を続ける都市として、新たな文化の創出と創造環境の整備が課題。
- ・観光振興による地域の活性化を促進していくために、地域資源を結ぶ回遊性のある都市づくりが必要。
- ・身近な商店街の活性化や、新たなビジネスの育成による都市活力の強化と職住近接の実現が課題。

≪強化・充実すべき項目≫

- ○交流拠点、生活拠点の役割に応じた都市づくり
- ○超高齢社会を支える身近な商店街の活性化
- ○文化と観光による都市づくりの推進
- ○多様な人々が住み、働き続けられる職住近接の実現

■都市づくりの方針

≪現行(4. 副都心整備と産業まちづくりの方針)≫

- 1)魅力ある副都心の「劇場都市空間づくり」
- ⇒「8 東京の魅力を担う池袋副都心の再生」を中心に記載
- 2) 商業業務拠点および各商店街の振興と環境整備
- 3) 産業と居住の共存
- 4) 事業者および来街者のまちづくり参画誘導

≪改定案≫

(1)役割に応じた商業業務拠点の整備

- 〇「池袋副都心」は、「文化によるにぎわいの創出」「人と環境への優しさ」をコンセプトとした拠点整備を進める。
- ○「交流拠点」は、区内外から人々が集まり交流できる拠点として整備。
- ○「生活拠点」は、地域の人々が活発に交流するにぎわいのある拠点として整備。

(2) 身近な生活を支える商店街の役割向上

- 〇商店街は、最も生活に密着した商業機能が集まっていることから、地域における交流の場としての育成を検討。
- ○商店街活性化に向けた、空き店舗対策、装飾街路等の施設整備、商業イベントなど産業政策と連携した取組。

(3) 文化と観光によるにぎわいの創出

- 〇新たな文化の創造を育む環境づくりとして、広場や公園などを文化活動の場として活用することや街全体を美術館と した施策展開等、文化政策と連携した取組を検討。
- ○芸術文化資源や観光資源を回遊ルートで結び、歩いて楽しめる都市づくりを推進。

(4) 新たなビジネスの育成による活力の強化

○新たなビジネスを育成するための環境づくりを促進する等、産業政策と連携して取り組む。

4 良好な住環境の形成(住宅・住環境都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- ・単独世帯と夫婦のみ世帯が増加する一方で、ファミリー世帯は減少。また、65歳以上の高齢者の割合は 20%を超えており、間もなく超高齢社会を迎える。
- ・世帯・世代間のバランスを確保するためにファミリー世帯の居住を促進し、子育て世帯や高齢者、障がい者、近年増加 する外国人など、誰もが暮らしやすい住環境の形成が必要。
- ・戸建て住宅を中心とした地域の一部では、接道不良住宅など敷地条件の改善が防災上の課題であり、個別建替え時の配 慮等による住環境の維持・向上が必要。
- ・工場跡地などでマンションの建設が進んでおり、周辺環境と調和したみどりや景観、災害時の対応などが課題。
- ・増加するマンションへの対応や、老朽化マンションの円滑な建替えや大規模改修、適正な維持管理が必要。
- ・住民参加型のまちづくりの推進が必要。

≪強化・充実すべき項目≫

- ○地域特性に応じた住環境の形成
- 〇誰もが安心して暮らすことができる住環境の形成
- ○増加するマンションストックへの対応
- ○土地利用転換にあわせた周辺地域のまちづくりの検討

■都市づくりの方針

≪現行(5. 住宅・住環境整備の方針)≫

- 1) 住環境の整備
- ① 市街地の更新
- ② ゾーニングに基づく整備
- ③ 定住できる環境づくり
- 2) 良質な住宅の供給と建設誘導
- ① 公共・公的住宅の供給
- ② 良質な民間住宅の誘導と住まいづくりの支援

≪改定案≫

(1) 地域特性に応じた住環境の整備

- ○住環境の改善が必要な区域の位置づけや、ゾーニングに基づく整備による住環境の向上を図る。
- ○都市計画道路の整備や大規模な土地利用転換が行われる場合は、地域特性に応じて地区計画制度等の活用を検討。
- ○土地所有者等からの地区計画の提案や地域住民による住環境の維持管理など、自主的な活動を支援。
- ① 市街地の更新
- ② きめ細かな住環境整備の推進

(2)安心できる暮らしの確保

- ○ユニバーサルデザイン等、安全に移動し暮らすことのできる住環境の形成。
- ○木造住宅密集地域における、狭あい道路の拡幅、不燃化や共同・協調建替えなど、防災まちづくりの推進。
- 〇セーフコミュニティによる防犯や事故の予防の取組
- ○地域コミュニティの活性化を目指し、多様なニーズに対応した良質な住環境を形成。

(3) 良質な住宅ストックの形成

- ○敷地の細分化防止、各種協定・地区計画などの活用により、良好な住環境の保全
- ○「豊島区マンション管理条例」に基づき、マンションの良好な維持管理、防災や防犯の取組など促進
- ○老朽化したマンションする、共用部分の修繕・改修支援や、建替えに向けた合意形成等の支援。
- ① 良質な戸建て住宅の誘導
- ② 増加するマンションへの対応
- ③ 区営住宅等の維持管理



5 持続可能な低炭素型都市への転換(環境都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- 「豊島区環境基本計画」を策定し、CO2を平成37年までに平成17年比30%(平成2年度比22%)削減することを中期目標としている。
- ・東日本大震災後、原子力発電所が運転を停止した影響により、今後、CO₂排出削減数値を目標とする取組みは、その達成の見通しが不透明。
- ・平成21年度の区内のCO₂排出量は、平成2年度に比べ11.1%増加。区内には、エネルギー効率の悪い老朽化した中小建築物が多く、業務部門や家庭部門からのCO₂排出量が増加していることが要因。
- ・区内の全地域において低炭素型都市づくりに取り組む必要がある。
- ・災害時においても都市機能を維持できるエネルギー源の確保が都市づくりの新たな課題である。
- ・熱をためやすいアスファルトやコンクリートに多くを覆われた高密度な市街地であり、ヒートアイランド対策が課題。

≪強化・充実すべき項目≫

- 〇エネルギー対策の強化
- ○建築物やインフラ対策の充実
- 〇ヒートアイランド現象の緩和
- ○多様な主体による低炭素型都市づくり

■都市づくりの方針

≪現行(6. 環境と共生するまちづくりの方針)≫

- 1) みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出
- ⇒「6 みどりの豊かな憩いの創出」を中心に記載
- 2)環境負荷の小さい都市づくり
- ① 地球環境との共生への配慮
- ② 資源を有効活用したまちづくり
- 3) アメニティの形成(快適な戸外空間の形成)
- ⇒「7 美しい都市景観の形成」を中心に記載

≪改定案≫

(1) エネルギー利用の高効率化と最適化

- ○再生可能エネルギー(太陽光・太陽熱など)や未利用エネルギー(清掃工場の排熱など)の利用の促進。
- ○商業業務地では、都市開発などの機会を捉えたエネルギーの高効率化
- 〇住宅地では、公共施設等の先進的な省エネルギー機器の率先導入を図るとともに、エネルギーの効率的な利用に向けた地域の取組を促進。

(2) 建築物やインフラ施設の環境性能の向上

- 〇商業業務地では、老朽化した中小建物の設備更新の機会を捉えた複数ビル間の電力・熱融通等のエネルギー効率に優れた建築物のストックを誘導。
- 〇住宅地では、太陽エネルギー機器・高効率エネルギー機器の設置拡大を図るため、環境政策と連携。

(3) 体感できる低炭素型都市づくり

- 〇高密都市として、環境対策に率先して取り組み、環境教育などを通じた低炭素型都市を体感できる都市づくりを進める。
- 〇国の制度(都市の低炭素化の促進に関する法律、平成 24 年 9 月公布)を踏まえた、低炭素型都市づくりに向けた計画策定の検討。

(4) ヒートアイランド対策の推進

〇みどりの創出や保全、ネットワーク化、神田川や大規模緑地等の冷気を活用した風の通り道の確保など、自然の力を活用したヒートアイランド現象の緩和。

6 みどりの豊かな憩いの創出(みどりの都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- ・高密度な市街地であり、みどりやオープンスペースが少なく、平成21年に行った緑被現況調査では、区内の緑被率は12.9%と、23区の中でも下位。
- ・みどりが持つ、潤いや安らぎ、憩い、防災や景観、生物多様性の向上など多様な役割を発揮させることが課題。
- ・ネットワーク形成の視点にたった街路樹の計画や、ネットワーク化を考慮した施設内緑地整備の誘導などにより、広が りと厚みのあるみどり空間の創出が必要。
- ・拠点となるみどりの維持保全が重要。
- ・地上部の緑地の約7割は民有地が占めており、民有地の緑化推進が課題。
- ・池袋副都心をはじめとした商業業務地等では、高密都市ならではの、より質の高い身近なみどりづくりが必要。

≪強化・充実すべき項目≫

- 〇みどりのネットワーク形成による、みどりの果たす機能の向上
- 〇拠点となるみどりの維持保全
- 〇日常生活の中でふれあえる身近なみどりづくり
- ○生物多様性への配慮

■都市づくりの方針

≪現行(6. 環境と共生するまちづくりの方針)≫

- 1) みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出
- ① 拠点となる「みどり広場」を増やし、育てる
- ② 日常生活空間でふれあえる「みどりと広場」を広げる
- ③ 「みどり広場」とのネットワークをつくる
- 2)環境負荷の小さい都市づくり
- ⇒「5 低炭素型都市への転換」を中心に記載
- 3) アメニティの形成(快適な戸外空間の形成)
- ⇒「7 美しい都市景観の形成」を中心に記載

≪改定案≫

(1) 新たなみどりの創出

- 〇公園の整備にあたっては、「数からまとまり」の方針を継続するとともに、「質」の高さも追求。
- 〇長崎中学校跡地などの学校跡地や造幣局跡地等の国公有地を活用し、0.5ha 以上の近隣公園を確保。
- ○「グリーンとしま再生プロジェクト」に基づき、地域による緑化の取組や界わい緑化など、区民による緑化の仕組 みづくりを推進。

(2)残された貴重なみどりの保全

- ○「憩い空間」となる一定規模以上の公園、社寺や大学などのみどりを「みどりの拠点」として位置づけ、豊かなみどりを保全。
- ○区民との協働により公園の成長過程に応じた維持管理を図る。

(3) 多様な生物が生息できる環境づくり

- ○学校や公園での新たなビオトープ(生物の生息生育空間)を設置し、ネットワークで結ぶ。
- ○多様な生物が生息する豊かな環境を創出。

(4) みどりのネットワーク形成

- ○都市計画道路や神田川桜並木、谷端川緑道などの緑化を推進し、みどりのネットワークを形成。
- ○区全域において広がりと厚みのあるみどり空間を創出。
- 〇神田川や街路樹などの線的なみどりをつなげ、大規模緑地等の冷気を活用した風の通り道を形成し、都市のヒート アイランド現象の緩和を図る。

7 美しい都市空間の形成(景観都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- ・区では、景観法制定に先駆けて、景観に関する計画である「アメニティ形成基本計画」に基づき「アメニティ形成条例」 を平成5年4月に施行。
- ・区内には、サンシャインや東京芸術劇場、区役所新庁舎など池袋副都心を代表する建築物、歴史を感じさせる寺社や建築物、霊園、もとは大名屋敷であった落ち着きある住宅地など豊かな景観要素が存在。
- ・加えて、地域の文化や伝統を受け継ぐ街並みやにぎわい、祭りや催しなどもあり、有形無形の文化遺産を生かした景観 形成が課題
- 市街地が雑然としがちであり、調和ある景観形成に向けた取組みが必要。
- •区の南部には起伏に富んだ地形により坂道が多く、神田川とあわせて自然を生かした景観形成が必要。
- ・先進的なアメニティ形成の考え方を継承しつつ、景観法を踏まえた景観形成の一層の推進が必要。

≪強化・充実すべき項目≫

- ○多様な景観要素や地域資源を活用した景観形成
- ○シンボルとなる景観形成
- ○アメニティを高める施設や公共空間づくり

■都市づくりの方針

≪現行(6. 環境と共生するまちづくりの方針)≫

- 1) みどり豊かで快適な生活環境の保全・創出
- ⇒「6 みどりの豊かな憩いの創出」を中心に記載
- 2)環境負荷の小さい都市づくり
- ⇒「5 低炭素型都市への転換」を中心に記載
- 3) アメニティの形成(快適な戸外空間の形成)
- ① 人にやさしい福祉アメニティの形成
 - ⇒「2 人が優先された交通基盤の整備」を中心に記載
- ② 重点的なアメニティの形成
- ③ 施設アメニティの形成
- ④ 道路空間等のアメニティ形成
- ⑤ 民間建築物等の誘導
- ⑥ アメニティ阻害要因の改善

≪改定案≫

|(1)アメニティ形成の継承と発展

- ○独自の「アメニティ形成」の考え方を継承し、豊島区にふさわしい景観形成を図る。
- ○景観法による景観行政団体へ移行し、「豊島区景観計画」の策定と「豊島区景観条例」を制定(平成26年度予定)。

(2) 地域特性に応じた景観形成

- ○複合的な土地利用や新旧の景観要素の混在など、多様な顔を持つ区の特性に応じた魅力のある景観形成を図る。
- 〇池袋副都心、池袋モンパルナスを育んだ西部地域、屋敷町的雰囲気と下町情緒を持つ東部地域、歴史や文化資源が 多数存在する南部地域、都電荒川線や神田川など、地域特性を捉えた豊島区らしい景観形成を図る。

(3) 骨格となる景観軸

- ○主な都市計画道路である「都市形成軸」や神田川など、都市の骨格となる景観形成を図る。
- 〇加えて、名所や旧跡をめぐる道、公園や公共施設を結ぶ道、有形無形の地域文化などを景観形成の重要な要素として位置づける。

(4) 重要な景観要素

- ○公共施設等の整備にあたっては、周辺の地区特性に配慮するとともに、模範となるような景観整備を積極的に推進。
- 〇商業業務地の歩行者空間や駅前広場等では、界わい性や回遊性を高めるため、広場の整備やにぎわいある沿道の景観形成を図る。
- 〇次世代に継承すべき地域資源や祭り・催しなどの地域活動を生かし、区民や事業者と連携し、にぎわいある景観づくりを推進。

8 東京の魅力を担う池袋副都心の再生(副都心の都市づくり方針) 構成案

■現況と課題

- ・高度に都市機能が集積し、多くの人びとが訪れる駅と駅周辺地域の防災対策を強化が課題。
- ・交通環境の整備とまちづくりとが連携し、人が優先された、駅からまちなかへの人の流れを生み出す都市づくりが必要。
- ・文化芸術施設の集積を生かした都市づくりを進め、にぎわいを創出していくことが課題、
- ・低炭素型都市づくりと震災時のエネルギー確保という環境と防災の課題をあわせて取り組むために、自立・分散型エネルギーの導入が課題。
- ・潤いと風格を備えた都市づくりに向けて、池袋副都心に相応しいみどりや景観により、多くの人々に訪れてみたいと思われる新たな魅力づくりが課題。

≪強化・充実すべき項目≫

- 〇エリア全体の視点による池袋駅周辺地域の安全性の確保
- 〇誰もが安心して利用できる交通環境の形成
- O新たな文化とビジネスの創造によるにぎわいと活力の向上
- ○低炭素型都市づくりと都市活力の両立
- 〇副都心にふさわしいみどりと景観の形成
- 〇プロジェクトの推進による都市再生

■都市づくりの方針

≪現行(4. 副都心整備と産業まちづくりの方針)≫

- 1)魅力ある副都心の「劇場都市空間づくり」
- ① 商業業務の振興・発展
- ② プロジェクトの推進
- ③ 交通体系の整備
- ④ 環境への配慮
- ⑤ 地下空間の計画的利用
- 2) 商業業務拠点および各商店街の振興と環境整備
- 3)産業と居住の共存
- 4) 事業者および来街者のまちづくり参画誘導
- ⇒「3 文化を軸としたにぎわいと活力の強化」を中心に 記載

≪改定案≫

(1)安全性の高い都市の実現

- ○鉄道事業者や民間事業者などと一体となった防災対策、帰宅困難者対策を推進。
- ○災害時であっても都市機能の維持できる自立・分散型エネルギーの導入促進。

(2) 人にやさしい交通基盤の整備

- 〇人と自動車とのバランスある交通環境の実現、歩行者ネットワークの形成等による回遊性の向上を図る。
- ① 歩行者を優先する交通環境の創出
- ② 同遊性の向上
- ③ 池袋駅東西の交通軸の形成

(3)交流を育むにぎわいの創出

- ○商業・業務・文化・交流等の多様な都市機能の集積を図る。
- ○文化を軸とした観光振興や新たなビジネスを育成する環境整備を推進。

(4) 体感できる低炭素型都市づくり

- ○高密都市として環境率先行動を示し、低炭素型の副都心づくりに向けた取組を積極的に展開。
- ○池袋副都心での最適なエネルギー利用のあり方について、スマートコミュニティの考え方に基づいて検討。

(5) 潤いをもたらすみどりの創出

○アゼリア通りやグリーン大通り、雑司が谷霊園や大学などの緑地を有機的につなぎ、みどりのネットワークを形成。 ○広幅員の道路では、既存のみどりのネットワークを生かしながら、沿道緑化を進める。

(6) 風格ある都市空間の形成

○「池袋の都市軸」となるグリーン大通り・アゼリア通りの骨格的な景観形成や、歩行者の回遊性向上に配慮した新た な広場の配置などによる連続的な景観形成を進める。

(7) 都市再生の実現に向けたプロジェクトの推進

〇現庁舎・公会堂・中池袋公園周辺のまちづくり、池袋駅西口・東口の連絡機能強化、東京都「副都心整備計画」の副都心整備区域と隣接する南池袋二丁目地区、造幣局周辺のまちづくりを進める。